

各所属所長 殿

一般財団法人青森県教職員互助会
理事長 風張知子
(公印省略)

令和7年度末退職者に係る互助会加入の取扱いについて（通知）

当互助会の運営につきましては、平素から格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、令和7年度末退職者に係る互助会加入の取扱いについては、下記1のとおり退職後の状況により異なります。

1の(1)～(3)に該当し、引き続き加入を希望しない場合は、「継続加入に関する申告書」の提出が必要【令和8年3月31日互助会必着】ですので、事務処理に遺漏のないようお願いいたします。

なお、今回から「加入確認書」の提出は不要となりました。

記

1. 互助会加入の取扱いについて（令和8年度）

	退職後の状況	加入する健康保険	互助会
(1)	・再任用フルタイム勤務職員	・公立学校共済組合青森支部	継続加入 ※退会する場合は、「継続加入に関する申告書」を提出すること。
(2)	・臨時的任用職員（臨時講師、臨時事務職員等）		
(3)	・非常勤職員（スクールサポートスタッフ等） ┌ 週20時間以上 ├ 月額88,000円以上 └ 2カ月を超える任用		
(4)	・健康保険制度適用の職場に再就職（私立学校職員、民間会社等）	・再就職先の健康保険	退会
(5)	・再就職しない ・再任用短時間勤務職員 ・非常勤職員（上記3を除く）	・公立学校共済組合青森支部の「任意継続組合員」 ・国民健康保険 ・家族の被扶養者	※加入資格を満たさなくなるため。

※ご自身の互助会加入の有無は、給与明細書「互助掛金」欄で確認できます。

2. 退会者の在職中の給付等について

(1) 在職中（令和8年3月診療分まで）の「医療費補助金」は、令和8年7月下旬に個人口座へ自動給付されます。

- (2) 10年以上在会して退職（他共済組合へ転出する場合を含む。）により退会したとき、在会年数に応じた「退職慰労金」が、令和8年7月下旬に個人口座へ自動給付されます。
- ただし、退職後、上記表中（1）～（3）により、引き続き公立学校共済組合青森支部の資格を有したまま勤務する場合、退職慰労金は、公立学校共済組合青森支部の資格喪失時（上記表中（1）～（3）終了時）に給付されます。
- (3) 退職時に生活資金貸付の未償還金があり、退職手当が支給される場合は、退職手当から控除します。
- 退職手当が支給されない場合や他共済組合へ転出する場合は、即時償還となりますので、互助会から払込書を送付します。

(1)～(3)ともに、手続きは不要です。
なお、(1)、(2)の給付のため、届出済の個人口座は、令和8年7月末まで解約しないでください。

【担 当】

(一財) 青森県教職員互助会 佐藤
TEL 017-734-9914
FAX 017-734-8276
MAIL gojokai@pref.aomori.lg.jp